

卓球部規約

第1条 本団体は、卓球部と称する。

第2条 卓球を通して、健康維持と体力増進を図ることを目的とする。

第3条 会計年度は、今年6月1日に始まり、翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

第4条 会費は、一人当たり年額千円とし、新年度4月中に徴収することとする。但し、年度途中に加入したものは入会后1ヶ月以内に納入するものとする。

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。ただし、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表し、本団体をまとめる。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等あるときあるいは不在の時その職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

第6条 本規約に定めのない事項については全部員の同意により決定する。

第7条 本規約は、全部員の意思により改廃される。

附則

この規約は、平成14年6月13日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和7年6月1日から適用する。